

小中学生のアマチュア無線の体験機会が拡大

～ 家庭内や学校でも一定の条件の下、資格を持たずに操作が可能になりました ～

★2021年3月10日、電波法施行規則が改正され、家庭内や学校で資格を有する保護者、教師等の監督（指揮・立ち会い）により一定の条件の下で、学齢児童生徒（小中学生）がアマチュア無線の交信を体験することが可能となりました。

★これまでも国際宇宙基地との交信やイベント時に開設される体験局において、資格を持たずに操作することが認められていましたが、この範囲が拡大され、無線技術や科学技術に対する理解と関心を深めるための特例として認められたものです。

★この制度の活用により、若年層におけるアマチュア無線の広がりが期待されます。

◎ 事前の届け出等の手続は要しません免許人各自の責任での実施となります

◎ 以下の条件の下に実施する必要があります

- 当該無線設備の操作ができる資格を有する無線従事者の監督の下に操作を行うこと
- 当該アマチュア局は監督する無線従事者が開設するもの(社団の構成員を含む)であること
- 連絡の設定及び終了に関する通信操作は監督する無線従事者が行うこと
- モールス符号を送り又は受ける無線電信の操作は除かれること
- 運用体験者の操作範囲は、監督する無線従事者の資格で操作できる範囲内であること

◎ ケース別の要件は次表のとおりです

区分		局の種別	運用体験者	監督（指揮・立ち会い）する無線従事者の要件
家庭内等	家庭内	個人局	学齢児童生徒（小中学生）に限る	保護者又は三親等内の親族
	学校	学校社団局、教職員の個人局		教職員（学校社団局の構成員）
（参考）体験局		臨時に開設する社団局	制限なし	社団局の構成員
（参考）国際宇宙基地との交信		臨時に開設する社団局	学齢児童生徒（小中学生）に限る	第2級アマチュア無線技士以上でかつ社団局の構成員